

堺市監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の規定に基づき定期監査及び行政監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和5年3月29日

堺市監査委員	小堀清次
同	田淵和夫
同	藤坂正則
同	播磨政明

監査結果報告

第1 監査の種類

定期監査及び行政監査

第2 監査の対象

環境局

(カーボンニュートラル推進部、環境保全部、環境事業部)

第3 監査の対象期間

令和4年度(令和4年4月1日～令和4年10月31日)

ただし、必要に応じて令和3年度以前を含む。

第4 監査の実施期間

令和4年11月1日～令和5年3月29日

第5 監査の項目及び結果

所管事務が、法令等の定めるところに従い適正に執行されているか、また、公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかを主眼として、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

なお、事前調査の一部を監査法人に委託した。

監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

1 環境保全部 環境対策課

(1) 環境共生手数料(自動車リサイクル法関連手数料)について

堺市手数料条例に基づき、自動車リサイクル法関連手数料を収入している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

2 環境事業部 環境施設課

(1) 清掃手数料(塵芥処理手数料)について

堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例に基づき、塵芥処理手数料を収入している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

3 環境事業部 環境業務課

(1) 清掃手数料（し尿処理手数料、塵芥処理手数料、粗大ごみ手数料）について

堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例に基づき、し尿処理手数料等を収入している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

4 環境事業部 クリーンセンター管理課

(1) 物品売払収入（不用物品売払収入、物品売払収入）について

缶びんや金属類等を契約に基づき売り払い、物品売払収入として収入している。

この事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 売払業務における契約書

クリーンセンター資源売払業務（令和4年度合計14業務）について、契約書の作成にあたり委託契約書の雛型を用いたことにより、令和元年度以降、売り手である市が代金を支払う内容となっていた。

なお、局総務担当課が契約締結に係る決裁の合議を行っていたが、この誤りに気付いていなかった。

イ 指名競争入札における指名基準

リサイクルプラザ資源（茶色ガラスびん）売り払い業務及びリサイクルプラザ資源（無色ガラスびん）売り払い業務の指名競争入札において、業者指名の選定基準を決裁する文書には記載されていない基準によって指名業者（3者）を選定し、入札を執行していた。

決裁文書に記載されていない基準とは、カレットの取扱いが可能な業者であるというものであるが、指名された3者のみが当該基準を満たすと判断した明確な根拠は示されなかった。

ウ 売払業務の業者決定

クリーンセンター資源（金属類）売り払い業務においては、業者の選定にあたり一般競争入札を実施している。令和4年度下期に実施した当該入札に際し、全ての参加業者の札入れ金額が税抜予定価格の1,000分の1以下となっていたが、そのまま入札を続行し、2度の再入札を経て不調となった。

税抜予定価格と札入れ金額とが大きく乖離しており、入札に錯誤の可

能性があったにもかかわらず、乖離の理由を確認することもなく、最高の価格をもって札入れした業者と随意契約を行っていた。入札に疑義が残る状態のもとでは随意契約交渉を行うべきではなかった。

(2) 清掃手数料（塵芥処理手数料）について

堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例に基づき、塵芥処理手数料等を収入している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

5 局共通項目

(1) 公有財産（土地・建物）の管理について

公有財産（土地・建物）の管理に係る事務について関係書類を調査し、実地に確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 役務費（手数料）について

役務費（手数料）に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 指名競争入札における指名基準

令和 4 年度混ガラスびん選別再資源化業務の指名競争入札において、業者指名の選定基準を決裁する文書には記載されていない基準によって指名業者（2 者）を選定し、入札を執行していた。

決裁文書に記載されていない基準とは、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の再生処理事業者登録事業者リスト（ガラスびん）に掲載されていることというものであり、当該基準により実質的に業者の絞り込みを行っていることから、決裁文書において明確に記載すべきであった。

（環境事業部 クリーンセンター管理課）

(3) 委託料について

委託料に係る事務について、以下のとおり意見を付す。

[委託業務の継続性について（意見）]

環境美化業務は、業務の特殊性や経験の必要性等から代替が困難であるということを理由として、昭和 44 年から同一業者と随意契約を締結している。

特定の一者のみが受注している状況が長期間続いていることは、競争

性やサービス提供の継続性を阻害する可能性があることも考慮し、担当エリアを分けて発注するなども視野に入れた取組を検討されたい。

(環境事業部 環境業務課)

(4) 補助金について

補助金に係る事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(5) 現金等の管理について

現金等の管理に係る事務について関係書類を調査し、実地に確認した結果、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 公金外現金の管理

堺市美化推進協議会の事務で扱っている公金外現金について、以下のものがあつた。

(ア) 取扱いの規定では、公金外現金取扱者は3年以上同一の者としないとされているにもかかわらず、令和元年度以降、同一の者が出納取扱者となつていた。

(イ) 取扱いの規定では、収支整理者及び出納取扱者は、当該団体への負担金や補助金等の支出手続等を担当する者と同じの者としないとされているにもかかわらず、収支整理者が同団体への負担金の支出手続を行つていた。

(環境事業部 環境業務課)